

免許換えの申請手続きについて

- 免許換えとは、事務所の移転・廃止・新設等に伴って、群馬県知事免許 ←→ 他の都道府県知事免許・国土交通大臣免許に免許がかわることをいいます。
- 免許換え後の免許証番号は、新しい番号となります。
 - ※ カッコ内の更新数字も1となります。
- 免許換えの場合は、以下の流れに従って、手続きを行うこととなります。

1 群馬県知事免許 → 他の都道府県知事免許の場合

※ 群馬県内の事務所を他の都道府県へ移転した場合。

- (1) 本店の所在地を他の都道府県に移し、法人業者の場合は本店移転の登記を行う。
- (2) 本店移転以外（役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士）の変更事項があれば、群馬県（移転前の本店の所在地を管轄する土木事務所）に変更届を提出する。
- (3) 移転先の都道府県へ、免許申請を行う。
 - ※ 免許申請に必要な書類は、移転先の都道府県に確認してください。
- (4) 移転先の都道府県から、免許についての通知があります。
 - ※ 移転先の都道府県知事免許への免許換えが完了すると、群馬県知事免許は自動的に失効します。群馬県への廃業届の提出は不要です。

2 群馬県知事免許 → 国土交通大臣免許の場合

※ 群馬県以外にも事務所（支店）を設置した場合。

- (1) 支店増設以外（役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士）の変更事項があれば、群馬県（本店の所在地を管轄する土木事務所）に変更届を提出する。
- (2) 群馬県（県庁住宅政策課）へ、国土交通大臣あての免許申請書を提出する。
 - ※ 提出された申請書を群馬県が関東地方整備局へ送付します。
- (3) 関東地方整備局から、免許についての通知があります。
 - ※ 国土交通大臣免許への免許換えが完了すると、群馬県知事免許は自動的に失効します。群馬県への廃業届の提出は不要です。

3 他の都道府県知事免許 → 群馬県知事免許の場合

※他の都道府県から群馬県に事務所を移転した場合。

- (1) 本店の所在地を群馬県に移し、法人業者の場合は本店移転の登記を行う。
- (2) 本店移転以外（役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士）の変更事項があれば、移転前の都道府県に変更届を提出する。
※変更届に必要な書類は、移転前の都道府県に確認してください。
- (3) 群馬県へ、免許申請を行う。
- (4) 群馬県から、免許についての通知があります。
※ 群馬県知事免許への免許換えが完了すると、移転前の都道府県知事免許は自動的に失効します。移転前の都道府県への廃業届の提出は不要です。

4 国土交通大臣免許 → 群馬県知事免許の場合

※群馬県本店で、他の都道府県の事務所を廃止した場合。

- (1) 群馬県へ、国土交通大臣あての従たる事務所の廃止の変更届を提出する。
※従たる事務所の廃止以外（役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士）にも変更事項があれば、同時に変更してください。
提出された変更届を群馬県が関東地方整備局へ送付します。
- (2) 群馬県へ、免許申請を行う。
- (3) 群馬県から、免許についての通知があります。
※ 群馬県知事免許への免許換えが完了すると、国土交通大臣免許は自動的に失効します。国土交通大臣への廃業届の提出は不要です。

注意事項

- 1 免許申請に必要な書類等は、免許換えを申請する都道府県に確認してください。
- 2 変更届に必要な書類は、変更届を提出する都道府県に確認してください。
- 3 免許申請書の記入にあたっては、以下の点に注意してください。
 - ① 申請書各ページの「申請時の免許証番号」、宅地建物取引業に従事する者の名簿の「従業者証明書番号」は、現在のものを記入してください。
 - ② 宅地建物取引業経歴書の「事業の沿革」、「事業の実績」も記入してください。
- 4 保証協会に加入されている業者の方は、弁済業務保証金分担金等について、現在加入している協会に確認してください。